

# 男性を対象とするDVに関する実態調査の結果に対する考察

文責：弁護士 濱野滝衣

## 1 はじめに

内閣府男女共同参画局が公表した「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」の令和4年度分（令和5年11月29日付け）と平成25年度分（平成26年7月22日付け）との比較によれば、男性による同センターへの相談件数は10年間で約2倍増加している。女性による相談件数の増加率が約1.2倍であることからすると、男性による相談件数の増加率が著しい。このような背景のなか、今後の男性DV被害者支援の強化・拡充を目的として、一般社団法人白鳥の森が行った「男性を対象とするDVに関する実態調査」以下「本件調査」という）の結果を受け、以下のような考察を記す。

## 2 本件調査の回答について

本件調査の回答者は、その年齢が20代～50代までの性自認が男性の成人（調査項目1（1））であった。また、本件調査回答者の全員が、婚姻中（但し、全員別居中）又は離婚後と回答している（調査項目1（3））。この点、現在の日本国内法では、戸籍上の性別が男性である者と戸籍上の性別が女性である者との間でのみ婚姻が成立する。

以上を併せると、本件調査の回答は、「20代～50代までの性自認かつ戸籍上の性別が男性である者20名」が、「法律婚上の配偶者である又は配偶者であった戸籍上の性別が女性（性自認は不明）である者」から受けたDVに関するものとなっている。すなわち、本件調査回答は、平易な言葉で換言すると「婚姻期間中に生じた妻から夫へのDV」についてのもとなった。

## 3 婚姻期間

調査項目1（4）によれば、本件調査回答者の婚姻期間には大きな偏りがないため、妻から夫へのDVと婚姻期間との間に相関関係はないものと思われる。

## 4 夫から妻へのDVが生じ始めた時期

本件調査項目3（1）によれば、妻から夫へのDVが生じ始めた時期は、交際中からが4名であるのに対し、婚姻後からが16名と圧倒的に多い。とりわけ、婚姻直後が8名と最多である。

一方、本件調査項目4（1）によれば、婚姻の前後で妻から夫への態度に変化があったとの回答が14人と回答者の70%に該当し、その具体的変化とはDVが生じ始めたとい

う趣旨の回答又は「暴言だけだったのが暴力に変わっていった」のように妻がDV傾向を強めたというものであった。

これらの回答結果からは、妻は交際中から既にDV傾向にあったが婚姻後にその傾向を強めた場合と、交際中はDV傾向にはなかったが婚姻後からDVを行うようになった場合とがあり、後者のほうが多いことを示す。もっとも、この結果は、ある意味当然であろう。というのも、仮に配偶者間であればDVに該当する行為をパートナーから交際期間中に受けた場合、一定割合の被害者は婚姻を回避すると考えられるからである。

## 5 DVの具体的内容

DVは、大別すると身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力に分類されるところ、本件調査回答でもその全てが生じており、生じているDVの内容という点では夫から妻へのDVの場合と妻から夫へのDVの場合とで差異はない。また、調査項目4(3)によれば、加害者に精神的に支配された被害者が思考停止状態に陥ったなか、家庭内では加害者の顔色を窺いつつ生活することを強いられ、家庭外では親族や友人関係から孤立させられているなど、DV被害の具体的内容という点でも夫から妻へのDVの場合と妻から夫へのDVの場合とで差異はない。

他方で、精神的暴力は回答者全員が受けたと回答し、性的暴力は回答者の10%にとどまった。これは、妻から夫に対するDVの具体的方法は、仮に夫から反撃を受けた際には一般的な男女間の体力や筋力の差からすると夫に太刀打ちできないであろう身体的暴行より、精神的暴力のほうが自ずと多くなると推測されることが理由と思われる。また、性的暴力については、男女間の筋力差及び生殖機能差により少数にとどまったと思われる。

もっとも、調査項目3(2)によれば、妻から身体的暴力を受けた回答者は最大で95%であるのに対し、調査項目4(2)によれば、妻からのDVにより命の危険を感じていた回答者は全員つまり100%である。これは、精神的暴力のみを受けており身体的暴力は受けていなかった者も含めたすべての回答者が、その回答内容からすると回答者自身又は子供の命が危険だと感じていたこととなり、精神的暴力の苛烈さ及び精神的被害の深刻さを表すものといえる。

## 6 被害相談について

### (1) 夫が被害者である場合の相談率の低さ

調査項目5(1)によれば、DV被害後に相談をした回答者は50%にとどまる。内閣府男女共同参画局が行っている「男女間における暴力に関する調査」(令和3年3月)においても、配偶者からの暴力の相談の有無については、夫が被害者である場合の相談

率は31.5%となっており、妻が被害者である場合の相談率53.7%に比して約6割にとどまっている。

そこで、夫が被害者である場合の相談率の低さの要因について考えてみたいと思う。

## (2) DVへの偏見

本件調査項目5(4)によれば、回答者全員が、男性がDV被害を受けていることは相談しにくい現状があるとする。回答のなかには、「男性がDV被害に遭うなんて理解はされないと思う」、「DVは女性だけが被害に遭う問題だとずっと思っていた」などとDVへの偏見を挙げたものが散見された。このDVへの偏見が相談率の低さの一要因であろう。

これについては、同項目の回答に「様々なところに掲示されているポスターなど、女性や子供が被害者であることを連想させるから」「担当課の名称が『こども女性相談課』のため相談しづらかった」「『女性相談窓口』『女性支援センター』になっているから」との指摘が示唆に富む。確かに、これまで日本において表面化しているDV被害の実数としては男性から女性に対するケースが多いため、女性被害者救済に力点が置かれてきたことは事実である。しかし、力点が置かれるが故に回答者が指摘するように掲示物や相談窓口において被害者は女性であることを暗に示す表示がなされれば、男性被害者に相談を躊躇させるとともに、図らずも「DVは男性から女性に対するもの」という偏見を助長するメッセージを社会に向けて送ってしまう側面があると気付かされた。この気づきは今後の支援活動の際に活かしていきたい。

## (3) 被害者自身の認識バイアス

本件調査項目5(1)によれば、相談をしなかった理由としてDV被害の自覚が無かったとの回答が複数あり、調査項目3(4)によれば相談をした回答者であっても当該相談によりDVと指摘されて初めて被害を自覚したとするものも複数ある。

以上の回答結果を併せ検討すると、被害者自身の認識にも「DVとは夫から妻に行われるもの」とのバイアスがかかっていることがあるため、自身に生じている状況がDV被害であるとの結論に至りにくく、被害相談につながらない場合があると思われた。

これについては、まだ世間一般的にはDVとは殴る蹴るといった物理的な有形力行使と捉えられることが多いことが影響しているのではなかろうか。もちろん、記述のようにDVとは身体的暴力にとどまらず精神的暴力や経済的暴力なども含まれるのだが、残念ながらまだその認知度は低い。

他方、妻から夫に対するDVは、既述のように嫌がらせや精神的圧迫などの精神的暴力がその手段として用いられる頻度が高い。

そのため、夫側の「DVとは物理的な有形力行使である」という認識と、自身に生じている被害は肉体的傷害ではないことが相まって、精神的に追い詰められている状況を「これはDVである」と捉えることが難しかったのではなかろうか。このことは、本件調査項目5(4)に「今の社会が『暴力=男が女にするもの』という風潮があるから」と、DV=暴力と捉えていることが前提の回答があることから窺える。

#### (4) 相談窓口の周知度

さらには、相談窓口の周知度の低さも相談率の低さの一要因であろう。件調査項目5(3)によれば、行政に配偶者暴力相談支援センターやDV被害者支援窓口があることを知っていたとの回答が10%しかなかった。これは、今回の調査結果がたまたまそのような低い数値となった可能性もあるが、少なくとも本件調査回答者のように実際に支援を必要とした被害者の大多数に行政窓口がアウトリーチできていなかった事実を支援者は受け止める必要がある。

### 7 男性DV被害者の救済強化・拡充に向けて

#### (1) 啓発活動

以上の検討を経て、今後の男性DV被害者の救済強化・拡充に向けていかなる取り組みが有効であるかを考えた場合、まずは表面化しにくい男性のDV被害を顕在化させることで支援者が支援の契機を得ることが大切である。

そのためには、まずは啓発活動により、DV被害は身体的暴力に限られないこと、当然に男性も被害者になり得ること、被害の相談窓口が存在すること、などを今まで以上に啓発していくことが必要である。男性自身が「いま私に生じている状況はDV被害なのではないか」と気づき、「どこかに相談したほうが良いのではないか」との考えに至ってもらうことが大切である。

なお、記述のように啓発活動の際のポスターやパンフレットの体裁、相談窓口の名称、DV被害者は女性であるかのような体裁としないことが肝要と考える。

#### (2) 相談窓口の在り方

次に、男性DV被害者が相談しやすい環境を作ることが挙げられる。

そのためには、調査項目5（5）及び（6）のように、相談窓口や担当課への男性相談員の配置、休日や就労後に相談できるような窓口の設置、など相談窓口の在り方も検討すべきと思われる。

### （3）男性用シェルター

現在の日本では、男性DV被害者が避難のために利用できるシェルターは、数少なく、女性DV被害者が利用できるシェルター数との差が歴然としている。

しかし、まずは身の安全を確保できる場所がない限りDV被害からの避難及び避難後の自立に向けた準備活動が困難であることは性別に無関係であるため、男性DV被害者が利用できるシェルターの増加も求められる。

## 8 最後に

以上、縷々考察を述べたところ、本件調査は、実際にDV被害に遭った男性被害者が、回答することによって当時の苦しい心情を思い出すこともあったなか、今後の被害者支援に資するようにと赤裸々に経験を綴ったものであり、とても意義深いものとなった。改めて感謝を述べたい。

今後は、本件調査結果で得た気づきを活かし、性差や性自認に関わらず真のパートナーシップが多く構築されていくことを願いつつ支援活動にあたりたいと思う。

以上